

平成27年5月1日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 穴戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 総務部長兼政策部長 兼三次市選挙管理委員会 事務局 地域振興部長	増田 和俊	副市長	高岡 雅樹
福祉保健部長	藤井 啓介	財務部長	部谷 義登
教育次長	福永 清三	産業環境部長 兼農業委員会 事務局 子育て・女性支援部長	花本 英蔵
水道局長	日野 宗昭	建設部長	瀧 奥 恵
市民病院部 事務部長	白石 欣也	市民部長	上岡 譲二
布野支所長	坂本 高宏	君田支所長	森本 純
吉舎支所長	山本 直樹	作木支所長	落田 正弘
三和支所長	沖田 昌子	三良坂支所次長	加藤 良二
監査事務局長	木屋 繁広	甲奴支所長	巳之口 彰啓
	勝山 修		内藤 かすみ
	落合 裕子		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長	大 鎗 克 文	次 長	丸 亀 徹
議事係長	才 田 申 士	政務調査係長	明 賀 克 博
政務調査主任	瀧 熊 圭 治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（1日間）
第 2		市長の所信表明について
第 3	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）
	報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）
	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 4	報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
	報告第8号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 5	議案第40号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて
第 6	議案第41号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて
第 7	議案第42号	三次市教育長の任命の同意を求めることについて
第 8	議案第43号	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて
第 9	発議第2号	広島空港の早期全面復旧を求める意見書（案）

平成27年5月三次市議会臨時会議事日程

(平成27年5月1日)

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	5
第 2		市長の所信表明について	5
第 3	報 4	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）	9
	報 5	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）	9
	報 6	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	9
第 4	報 7	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	15
	報 8	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	15
第 5	議 40	三次市副市長の選任の同意を求めることについて	16
第 6	議 41	三次市副市長の選任の同意を求めることについて	17
第 7	議 42	三次市教育長の任命の同意を求めることについて	17
第 8	議 43	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて	18
第 9	発 2	広島空港の早期全面復旧を求める意見書（案）	19


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴者の皆様、ご試聴いただきまして、誠にありがとうございます。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末まで期間を拡大して、ノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより平成27年第1回三次市議会臨時会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、竹原議員及び大森議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

本日の会議に、岡本三良坂支所長が欠席し、巳之口三良坂支所次長が代理出席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は本日の1日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の所信表明について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、市長の所信表明についてを議題といたします。

これより、さきの市長選で当選されました増田和俊市長の所信表明を受けます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

本日、平成27年第1回三次市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御参集を賜りまことにありがとうございます。

本年度の施政方針は3月定例会で述べさせていただきましたが、お許しをいただきましたので、私の向こう4年間の市政推進に当たっての基本的な考え方や所信の一端を申し上げ、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

私は、去る4月19日に告示された三次市長選挙において、無投票という形で市民の皆様から信任をいただき、引き続き今後4年間の市政を担わせていただくことになりました。

無投票による再選は、市民の皆様にも、私の1期4年間の取り組みを評価していただいたこと、また今後の市政運営に対する期待感のあらわれと受けとめさせていただいており、市長としての果たすべき責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。

私は、これからの地方自治は、市民の皆さんと市役所がともに汗して、知恵を出し合い、行動していくことでしか成り立たないと考えております。第2次総合計画にもありますように、市が市民の皆さんと情報や目的を共有し、信頼し合い、対等な立場でともにまちづくりに取り組む「参加」と「行動」を基本にした「ぬくもり」と「協働」のまちづくりを実現していかなければなりません。

このような思いを根底に置いて、2期目に当たりまして、「対話」と「次の世代にツケを回さない」、「改革に終わりはない」の3つの基本姿勢とし、本市のさらなる飛躍を目指して、市民生活最優先の市政を、これからも真つすぐ、ひたすら実行していく所存でございます。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

さて、国においては、「地方創生」を内政の最重要課題に掲げ、政府一丸となって人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、活力ある地域社会の創出を目指した施策を強力に推進されているところです。

本市においても、人口減少・少子高齢社会に真つ正面から向き合い、市民の皆さんの幸せな生活を守り、課題解決に向けた取り組みを着実に実行していく中で、本市の新たな可能性をつくり出していくために、第2次総合計画を策定し、5つの取り組みの柱と4つの挑戦を軸に施策の展開を行っているところであります。

2期目を迎えた私の最大の責務は、国が進めている地方創生の諸施策を最大限活用させていただきながら、第2次総合計画を着実に実行することにより、市政をさらに躍進させることであります。中でも、子育て支援と定住対策は、最も急がなければならない取り組みでございます。

私は、子育て世代に選ばれるまちを目指していくことが、人口減少を緩和し、元気で笑顔のあふれる本市のまちづくりにつながっていくものと考えており、子育てで日本一を目指して、次の3点を実行します。

まず1点目は、保育料を2人目は全て半額、3人目からは全て無料にします。子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てやすい環境を整備していきます。

2点目は、ゼロ歳児保育や夜間保育に加え、病児保育を行い、子育て世代の多様なニーズに応え、働きやすい環境整備を進めます。

3点目は、不妊治療の全額補助を行い、不妊治療を受ける御夫妻の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進します。

この3点を実行することで、妊娠・出産・子育ての負担を軽くし、子育てをしっかりと応援していきます。

このような子育て支援は、若い世代の定住対策にもつながってきます。また、3月の中国や

まなみ街道全線開通により、中国地方の結節点としての本市の拠点性は格段に向上してまいりました。これを生かした通勤圏の拡大や空港へのアクセス向上による利便性の向上、安心の医療体制など、中山間地の未来を開く拠点都市としての魅力に加えて、美しい風景、豊かな自然環境など、若者の田園回帰の流れを受けとめ、「ちょうどいい田舎まち」でもある本市の魅力が強力に情報発信してまいります。

また、支所ごとに住民自治組織等と協働して、空き家情報の把握や移住者の受け入れ、フォロー、地域情報の発信などを担う継続性のあるネットワークづくりを行ってまいります。そして、地域の皆さんとともに地域の魅力を生かした特色と個性のあるまちづくりを積極的に展開してまいります。さらに、地域おこし協力隊事業や新たな婚活事業を実施するとともに、都市部に住む移住希望者や若者とふるさとを結び、定住につなげていく施策を展開していきたいと考えております。

また、今後の市政運営に当たりましては、第2次総合計画に沿った5つの柱に基づいて取り組みを推進し、さらなる高みを目指してまいります。

1つ目は、ひとづくりです。まちづくりの主役は人です。次世代を担う子どもたちの学びの可能性を引き出すため、併設型中高一貫教育校の誘致や外国語教育などを行うとともに、考える力と生きる力、体力を育む「教育のまち三次」を実現してまいります。

また、活力あるまちづくりには、女性の皆さんの力は欠かせません。仕事と家庭が両立できるまちづくりを進め、女性の多様な選択、チャレンジを支援して、女性が元気なまちをつくってまいります。そのためには、子育て基盤の充実や企業・事業者の仕事と家庭の両立支援の取り組みなど、女性の皆さんが活躍できる環境づくりに取り組みます。

文化面では、昨年完成した三次市民ホール「きりり」を拠点とし、市民の皆さんとともに新たな三次文化の創造と発信を行ってまいります。また、平成27年4月10日付で、広島県無形民俗文化財「民俗技術」の第1号に指定された三次の鵜飼や神楽、祭りなどの伝統文化を受け継ぐとともに、4つの美術館や歴史民俗資料館等を活用して文化の振興に努めます。

スポーツの面では、スポーツを通して子どもの夢を応援するため、本市の多様なスポーツ施設を生かし、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致に取り組みます。また、各種大会や合宿の誘致を積極的に進めるとともに、合宿誘致に向けた環境づくりに取り組み、交流人口の拡大を図ります。そして、みよし運動公園の整備を進める中で、さまざまな種類のスポーツが楽しめる場の整備を検討するなど、既存の施設を整備・拡充し、スポーツのまち三次を実現してまいります。

2つ目は、くらしづくりです。

本格的な高齢社会を迎え、本市で暮らす高齢者の皆さんに、できるだけ長く、元気でいていただくように、第2次三次健康増進計画に基づいて、健康寿命を延ばす取り組みを進めます。

同時に、市立三次中央病院の医療機器・施設整備の拡充を図り、身近な病院での高度医療の受診機会を提供するとともに、三次市休日夜間急患センターや三次地区医師会、市内の医療機関との連携を強化し、役割分担を行うことにより、安心の医療を実現します。

また、介護が必要になっても、安心して暮らせるよう、敬意を払った認知症対策や地域における総合的なケア体制や生活支援体制を充実していきます。障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者福祉の充実と就労支援を行います。

さらに、持続可能な地域公共交通の確保、防災・安全対策などの取り組みを通じて、誰もが生き生きと暮らせ、安全で温かみと安心感のあるまちづくりを進めます。

3つ目は、仕事づくりです。

農林畜産業、商工業など生活基盤となる産業の振興に取り組み、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。中でも、中国やまなみ街道の全線開通により、高速道路2本がクロスする本市の拠点性の向上を最大限生かして、戦略的な観光振興を展開し、にぎわいを創出していきます。そして、商工業については、地元企業への支援や地場産業の振興、起業支援などにより、元気のあるまちづくりを進めます。

加えて、基幹産業である農業を強い農業にするため、J A三次と連携して、本市の農業の目標、基本的な方向等を明らかにし、今後の具体的な農業振興施策を示す三次市農業振興プランの策定を行うとともに、トレッタみよしを起爆剤にした三次ブランドの確立や担い手の育成、就労の支援を行うなど、若い世代が定着し、新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進めます。

また、企業誘致活動においては、広島県と連携を図りながら、営業活動の強化や労働力の確保など、戦略的な誘致活動を行うとともに、企業との信頼関係を高め、本市において企業活動を継続していただくことにも努めてまいります。

4つ目は、環境づくりであります。

豊かな自然は、ふるさと三次の良好な環境を象徴し、市民に潤いを与えます。この貴重な自然を保全、活用しながら、後代に引き継ぐため、自然と共生する資源循環型のまちづくりを進めます。

また、都市基盤や生活環境の整備によるにぎわいの創出、桜やもみじの植樹による「花の里づくり」など、美しい景観づくりなどの取り組みを通じて、安心、快適に暮らせるまち、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。

特に、人口減少や高齢化が顕著な周辺部の集落の生活機能の維持は重要課題です。地域の皆さんとともに、集落の実情に応じて持続可能な地域の拠点づくりを展開していきます。

5つ目は、しくみづくりであります。

まちづくりは市役所だけでできるものではなく、地域に住み、地域のことを一番知っておられる市民の皆様の方が不可欠であります。まちづくりの主役は市民の皆さんであるということが私の信念でもあります。

現在、さまざまな分野で地域を支えておられる皆さんがおられます。皆さんの御尽力には心から感謝をいたしております。さらに地域の皆様の活動をしっかり応援するため、多様な主体と市、それぞれつながり、協働してまちづくりに取り組むための参加と行動の仕組みづくりを進めます。さらに、広域的な連携強化により、近隣市町との一体的な発展を図るとともに、機



能分担により本市の拠点性を高めていきます。

また、国と県の関係においては、積極的な人事交流や意見交換等により、さらに充実した連携関係をつくり出していきます。

以上、申し上げましたような取り組みにつきましては、真に必要な施策を重点化し、健全な財政運営を行うことが重要であります。

行財政改革は、単なるコストダウンや事業縮小ではありません。3月に策定した第3次三次行財政改革大綱に基づき、未来の三次市民に夢の持てる活力ある地域を引き継ぐため、市民に身近な信頼される行政を実現し、限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民とともに積極的に行動していくまちづくりを進めてまいります。

特に市役所改革については、市民の目線で徹底した情報公開を行うとともに、不断の努力により行政の透明性、信頼性の向上を図ってまいります。

平成23年の市長就任以来、市民の皆さんとの対話は230回を超えました。市民の皆さんから御期待や問題提起、お叱りなど、本当に貴重な御意見をいただきました。2期目におきましても、市民の皆さんの声に謙虚に耳を傾け、市政の運営に反映してまいります。

今、新たなスタートラインに立ち、市民の皆さんの期待の大きさに応えるためにも、「三次をもっと良うせにゃいけん」という初心を忘れることなく、将来をしっかりと見据えて、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現を目指し、既成概念に縛られない自由な発想とスピード感を持って、この4年間、愚直に、そして誠心誠意、新たな三次の礎づくりに全力を挙げて取り組むこととお誓い申し上げます。

議員各位や市民の皆さんには、「住みたい、住み続けたい三次」を次世代へ引き継ぐため、ともに努力をしていこうではありませんか。

今後とも、議員各位を初め、市民の皆さんの格別な御協力と御支援をお願い申し上げ、私の所信といたします。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（沖原賢治君） 日程第3、報告第4号から報告第6号専決処分の承認を求めることについて、報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求めらる）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第4号から報告第6号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例及び三次市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分をいたしました。

よって同条第3項の規定に基づき、御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、法人市民税の均等割の課税標準額の改正、個人市民税では、住宅ローン減税の延長、軽自動車税ではグリーン化特例の導入及び二輪車に係る税率の引き上げ時期の1年延期、固定資産税では負担調整措置の3年延長、市たばこ税では旧3級品の製造たばこに係るたばこ税特例税率の縮減・廃止、その他引用条項の整理等であります。

次に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分をいたしました。

よって同条第3項の規定に基づき、御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、固定資産税負担調整措置の延長に準じて適用期間を3年間延長するほか、引用条項の整理等であります。

最後に、報告第6号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日付で専決処分をいたしました。

よって同条第3項の規定に基づき、御報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更ほか、引用条項の整理等であります。

以上、報告3件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 報告第6号について伺います。

本件は、同様な課税限度額の引き上げが、ちょうど1年前の昨年5月2日の臨時会でも提案されて可決されております。今回もまた、基準額あるいは後期高齢者支援金、そして介護保険納付金、これらのそれぞれの課税限度額が増額をされるということで、昨年もトータルで4万

円、ことしも全部をトータルしますと増額分が4万円ということになります、年間。2年連続で、こうした保険税の引き上げが行われるということについて、やはり被保険者の負担増という観点から見て問題があるというふうに私は思います。

それでお伺いするのは、今回の課税限度額の引き上げに伴って、昨年と同様だと聞いておりますが、これらの引き上げに影響される被保険者数、あるいは影響額はどの程度になるのかということをお伺いします。まず第1点。

2点目は、昨年は同様な案件が議案として提案をされました。しかし今回は、同様な問題でありながら専決処分をされて報告をされたということで、今回のこの件をなぜ専決処分にされたのかという理由についてお伺いをしたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) まず、今回、専決処分をさせていただいた理由について御答弁をさせていただきたいと思います。

国民健康保険事業でございますが、従来、保険という要素がございますために、遡及適用をすることもいたし方がないという解釈が通例でございました。しかしながら、近年、司法判断が出てきておりまして、その司法判断というのは、今回の改正でもそうでありまして、いわゆる不利益不遡及という原則を厳密に適用するという司法判断が出てきておりまして、そういった意味合いで、今回の改正は本市に裁量権がございます世帯割、あるいは所得割といったような部分ではなく、国民健康保険法の施行令であります、あるいは地方税法にその根拠を有する部分であるということで、不利益不遡及の原則に適用をしなければいけないということで、専決処分の判断をさせていただいたということでございます。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本市民部長。

○市民部長(森本 純君) 今回の課税限度額の引き上げによります該当世帯数の推移でございますけれども、医療給付に関しては100世帯程度、それから後期高齢者支援金分につきましては20世帯程度、介護納付金制度につきましては30世帯程度が、この限度額に到達する世帯ということになるかと思えます。このことによりまして、税としての増収見込みにつきまして190万円程度を見込んでおるところでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 須山議員。

○2番(須山敏夫君) 影響を受けられる被保険者世帯は100世帯余りということで、全体から見れば一部かもわかりませんが、やはり限度額が引き上げられるということは全体の負担増につながるということを見れば、これは国の法改正に伴うものであって、本市としてこれを行わないということにはならないかと思えますけれども、やはり消費税の増税をしておきながら社会保障をこのような形で後転させるということについては、いささか疑問が残るところであります。

さっきの専決処分になぜしたのかということで、司法判断による不利益不遡及ということで、被保険者に不利益を及ぼすことについては遡及してはならないということであるということ、7月から新年度の保険税が決定し通知されるということから見れば、6月の定例会では間に合わないということもあって、恐らく昨年同様、ことしこの臨時会において条例改正をされるということになったかとは思いますが、いずれにしてもこれだけの負担増を強いる案件については、やはりきちっとした審議を経て、やっぱり議決をするべきだろうというふうに思いますが、これからもまた国が同様な、例えば法改正等を行った場合、同様な扱い等されるかどうか、お考えがあれば伺いたいと思います。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) ただいま御説明をさせていただきましたように、この国民健康保険税の関係につきまして、従来は不利益が生じた場合も遡及適用することもやむなしという解釈で6月議会等でお諮りをしておったわけですが、近年の司法判断がいろいろと出てくる中で、不利益不遡及という原則はもう厳密に適用するという判断でございますので、そういった意味では現在の国の司法判断の流れに沿った形で対応をせざるを得ないというふうに考えております。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) 報告、専決第4号と第5号についてお尋ねをします。

まず、税条例を改正することによって市民に及ぼす影響というのはどういうふうになっているのか、それをしたいと思います。

それから、都市計画税の延長であります。これは専決をしなくても、議会へちゃんとかけて提案されてできるんじゃないかと思うんですが、そのあたりお尋ねをしたいと思います。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本市民部長。

○市民部長(森本 純君) このたびの条例改正に伴って、市民への影響、主なものを申し上げておきたいと思っております。

まず1つには、住宅ローン減税の対象、居住期間が1年半延びておることによってございまして、平成31年6月30日までの入居者については、住宅ローンの減税が10年間適用になるということによってございまして。

それから、軽自動車税におきまして、省エネ性能の高い車両、これにつきましては軽自動車税の減額制度が平成28年度の軽自動車税が適用されるということによってございまして。

また、もう一つは、二輪車に関しての税率の改正が、昨年、本議会のほうで可決いただいているところでございまして、その値上げにつきまして1年間延長しておることによってございまして。

それから、これは利益ということではないかと思っておりますが、初回登録から14年を経過し

た軽自動車につきましての軽自動車税でございますけども、平成28年度から20%程度の増額という措置を講じておるところでございます。

また、都市計画税も変わりますけども、固定資産税関連の負担調整率、これはちょうど今年度が評価替えの年に当たりますけども、これまで適用されておった負担調整につきまして、今後3カ年延長にして適用しようという改正を行っておるところであります。

以上です。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

○総務部長(藤井啓介君) 都市計画税条例の専決でございますが、こちらにつきましても地方税法等の一部を改正する法律が元になっています。内容につきましては、先ほど答弁したように、3カ年の軽減の延長ということですが、こちらの法律の改正によって、それが4月1日が基準日でございます、そこから施行されるということございましたので専決をさせていただいたということでございます。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) 専決第5号ですが、都市計画税が延長されるということになれば、議論をするということが必要で、いきなり専決もいかなものか思う。ですから、こういう法律が変更になるんなら、3月のうちに議論をすることもできるんじゃないかなと思うんです。直前の。ですから、そういうことも加味して、今後住民に影響のあるようなものは、確かに対応できる先例をつくっていただけるように、申し添えておきたいと思います。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(11番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○11番(宍戸 稔君) 私、報告第4号について質問させていただきます。

先ほど来ありますように、専決処分という形で今回上げられとるんですけども、非常に市民にとって身近な税金がこういう専決がされるということですが、今、報告第4号、5項目ですか、5つのことについての税の改正ですが、特に軽自動車税とたばこ税。ことしの4月から軽自動車税が上がるということで、一番私たちが利用しとる軽自動車、7,200円が1万800円、それから軽トラ、私らもよく乗ってるんですけども、3,000円が3,800円ですけど、こうなってるんです。これをグリーン化特例ですか、先ほど説明がありました、要するに排ガス規制のものに対しては軽減するよということなんですけども、この対象の車というのは、現在三次市にどのぐらいあるんですか。

それから、経過措置として、先ほど詳しくは説明なかったんですけども、条項の中では13年経過したら、例えば軽自動車1万800円のもの1万2,900円ですか、なるよということが書いてありますよね。これはどういうところからこういう増税になるんですか。13年経過したら、むしろそれこそ税金を下げるべきことなんだろうと思うんですけど、逆行しておりますね。こ

こら辺の基本的な考え方のところをお伺いしたいというのが軽自動車税についてです。

たばこ税について、非常にこれは見てわからんのですが、まず字句の関係で、どのページか、ページ数打ってないのでわからんのですが、たばこ税の税率、1,000本につき幾らと書いてありますけど、税率という表現をしながら金額なんですね。例えば、市たばこ税に関する経過措置、第5条、ほか云々書いてあるんですけども、第2項の(1)で、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、1,000本につき2,925円。税率という表現をしながら円で書いてある。これが、しかも平成28年、平成29年、30年、31年と上がっていきますよということが書いてあるんですね。ここの考え方についてももう少し詳しく説明していただきたいというふうに思います。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本市民部長。

○市民部長(森本 純君) 3輪以上の軽自動車税の課税につきまして、この新しい税額が適用される車両につきましては、平成27年4月1日以降に新規登録された車両について引き上げといったことをごさいます、今年度、平成27年度の軽自動車税に関しましては値上げの対象になる車両はございません。来年度の車両からの対象となるわけです。

また、同じくグリーン化特例が適用される車両につきましても、この4月1日以降登録された車両ということをごさいますので、今年度の税の対象車両の中には該当車両はございません。

それから、たばこ税の関係でございすけども、今回たばこ税の改正の対象となっておりますのが、旧3級品と呼ばれるたばこでございす。わかばとかエコー、それからゴールデンバットとか、割と単価の安いたばこについてでございすけども、確かに税率という表現をしてありながら絶対値で書いておるんでございすけども、これは地方税法の組み立てがこのようになっておるんで、税率ということで御了解いただきたいと思ひすけども、28年3月31日までが1,000本当たり2,495円、それから29年3月31日までが1,000本当たり2,925円、それから30年3月31日までが1,000本当たり3,355円、それから平成31年3月31日までが1,000本当たり4,000円、それから以降はほかのたばこと同じ税率に戻っていくということをごさいます、1,000本当たり5,262円いただくこととなります。

それから、軽自動車の重課税の考え方でございすけども、やはりこれは省エネとか環境という面から、古い車両について若干多く御負担を願うという組み立てになっておろうかというふうに思ひす。実際は、初回登録から14年を経過した車両が該当ということをごさいます、平成28年度には車検証が14年度以前の車両が20%の重課、それから平成25年度に関しましては、登録時期が平成16年3月31日までの車両がというふうになってこようかと思ひす。

(11番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸議員。

○11番(宍戸 稔君) 軽自動車税の適用というのは、先ほど言われたことはわかるんですけども、現時点で三次市に登録されとる車で、そういう排ガス規制の関係で、電気自動車とか天然ガス自動車ですか、そういうものとか、17年適用とかいうのがありますよね。その部分につ

いての台数というのは、三次の中での普及率という意味で聞かせていただいたんで、そういうものがよけないのだからこういうのに税条例をかけにゃあいけんのんだらうということを理解したいというところで聞かせていただいています。

たばこ税について、ですから余り嗜好がなくなってきた部分について増税をするというふうに理解させてもらってよろしいんですね。

それから、税率というところを金額というのは、何かそういう表現の仕方は改正するという方向で提言なり意見書を上げるわけにいかないんですかね。非常にわかりにくいですね。これは意見です。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本部長。

○市民部長(森本 純君) これまでに登録されていらっしゃる電気自動車とか、そういったことになるかと思いますが、申しわけございません、現在ここに把握している資料がございませんけれども、これまでに登録されていらっしゃる軽自動車税につきましては、増税前の税額を適用ということでございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって報告第4号ほか報告2件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより報告第4号から報告第6号までを採決いたします。

お諮りいたします。

報告第4号から報告第6号までを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

○議長(沖原賢治君) よって報告第4号ほか報告2件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第7号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(沖原賢治君) 日程第4、報告第7号及び第8号専決処分の報告についてを一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました報告第7号及び報告第8号の報告2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第7号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成27年2月14日に、三次市吉舎町三玉461番地1地先、県道太郎丸吉舎線の路上で発生した公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

次に、報告第8号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成26年11月21日に、三次市十日市南1丁目1600番1、三次駅前交通センター内、市道十日市436号線の路上で発生した歩行者転倒による人身事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告2件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり、先例により質疑のみといたします。

ここで副市長であります高岡副市長には一旦退席を願います。

[副市長 高岡雅樹君 退席]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第40号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第40号三次市副市長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井総務部長。

[総務部長 藤井啓介君 登壇]

○総務部長(藤井啓介君) ただいま御上程になりました議案第40号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第40号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市副市長高岡雅樹氏の任期が平成27年5月13日をもって満了することに伴い、

引き続き同氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は平成27年5月14日から4年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第40号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第41号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第6、議案第41号三次市副市長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井総務部長。

〔総務部長 藤井啓介君 登壇〕

○総務部長（藤井啓介君） ただいま御上程になりました議案第41号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第41号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、前三次市副市長津森貴行氏が平成27年3月31日をもって辞任したことに伴い、新たに瀬崎智之氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は平成27年5月1日から4年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第41号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 三次市教育長の任命の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第42号三次市教育長の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井総務部長。

〔総務部長 藤井啓介君 登壇〕

○総務部長（藤井啓介君） ただいま御上程になりました議案第42号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第42号三次市教育長の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新たに三次市教育長を任命する必要性が生じたことから、松村智由氏を三次市教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は平成27年5月1日から3年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第43号 三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第43号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（総務部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 藤井総務部長。

〔総務部長 藤井啓介君 登壇〕

○総務部長（藤井啓介君） ただいま御上程になりました議案第43号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第43号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成27年4月1日をもって異動いたしました三次市固定資産評価員吉永正美前三次市財務部課税課長の後任として、鎌倉正樹三次市市民部課税課長を同評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意をお願いをいたします。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、これに同意することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第43号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第2号 広島空港の早期全面復旧を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第9、発議第2号広島空港の早期全面復旧を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（12番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

〔12番 平岡 誠君 登壇〕

○12番（平岡 誠君） ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、助木達夫議員、林 千祐議員、伊達英昭議員、久保井昭則議員、保実 治議員、宍戸 稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と私平岡 誠でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第2号

広島空港の早期全面復旧を求める意見書（案）

先般のアシアナ航空機事故により広島空港は本来の使用が不能な状況になっている。現在、国において事故の原因究明と復旧作業が精力的に行われているが、全面復旧には8箇月程度の日数を要すると一部報道されている。

同空港は、1993年10月に開港した中国地方唯一の国管理の空港で、国土交通省によると管制官がいる空港では日本で一番標高の高い空港であり、山間部にありがちな霧などが急に発生しやすいことから、その対応策として滑走路西側へ計器着陸装置（ILS）が導入され、安定的な運用がなされていた。

現在、関係機関の懸命な緊急対策が施され、運航が再開されているものの、この事故で同装置が損傷しているために、天候不良の場合は欠航となる可能性が高い状況である。

広島空港は広島県のみならず、中四国の産業経済を支える最大のネットワークの拠点であり、年間利用客数は、2014年度で271万人、中国地方で2番目に利用者が多い岡山空港と比較

しても2倍以上の年間利用客があり、名実ともに中国地方の空の玄関口である。

このような状態が今後も続くと、経済、観光には大きな影響が推測され、更には防災の観点からも不測の事態に対応できないことが恐れられる。

よって、国においては、早期に広島空港の全面復旧を行い、安全で安定且つ確実性の高い運航の確保を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）5月1日

三 次 市 議 会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって発議第2号広島空港の早期全面復旧を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

先ほど、副市長の選任の同意をいたしました高岡副市長及び瀬崎智之氏並びに教育長の任命を同意しました松村智由氏に入場していただきます。

〔高岡雅樹副市長及び瀬崎智之氏、松村智由氏 入場着席〕

○議長（沖原賢治君） それぞれの方から、挨拶したい旨、申し出がありましたので、この際これを許します。

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副市長の選任の同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

過日、増田市政最初の副市長として、その選任に御同意をいただき、本日ここに改めて増田市政2期目の副市長として選任の御同意をいただきましたことは、身に余る光栄に存じております。

その一方で、本年は、人口減少でありますとか少子高齢化、こういったことが国全体の大き

な課題して危機感を持って伝えられており、社会経済環境や自治体を取り巻く環境が大きく変化をし、行政としてのその対応力が大きく問われている今日でございます。市長の補佐役として、改めて副市長としてのその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

もとより浅学で微力ではございますが、増田市長の命のもとに、市民生活最優先のまちづくりを基本とし、「住みたいまち、住み続けたいまち三次」の進化発展に向けまして、全力を挙げ誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続きまして格別の御理解と御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 瀬崎智之さん。

〔瀬崎智之氏 登壇〕

○（瀬崎智之氏） 皆様、初めまして。瀬崎智之でございます。

発言のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

ただいま、三次市副市長として、市議会の皆様の御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

皆様御案内のとおり、現在、国の地方創生のかげ声のもと、地方が主役となって人口減少の克服と成長力の確保に知恵を競う取り組みが進められております。これからの未来を左右するこのような重要な時期に、市長を補佐する副市長の重責を担わさせていただく、その使命と責任の重さを痛感しているところでございます。

本日からこれまでの国の機関での行政経験のもとに、私自身、甚だ微力ではございますが、増田市長のもと、市役所の一員として時を、力を、心を一つにして、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現に向けて、誠心誠意努力をいたしてまいりたいと存じます。

本日、同意いただきました議員の皆様、また私に声をかけていただいた増田市長の御期待に背くことがないように、三次市民の皆様のために力を尽くす所存です。

議員の皆様には、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（沖原賢治君） 松村智由さん。

〔松村智由氏 登壇〕

○（松村智由氏） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が大幅に改正され、教育長を市長が直接任命する制度となりまして初めての教育長ということで、身に余る光栄でございます。また同時に、地方教育行政が大幅に転換される中、それらへの対応力が問われる今日、三次市の教育行政を預かる者として改めてその責任の重大さを痛感いたしており、身の引き締まる思いでございます。

もとより浅学にして微力な私ではございますが、増田市長の教育行政に対する考え方を市教育行政に反映し、三次市の次代を担う宝である子どもたちの将来を担保するために、誠心誠意

頑張っていく所存でございます。どうかよろしく願いいたします。

また、議員の皆様には、格別の御指導と御支援をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沖原賢治君） 以上で第1回臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これで平成27年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時 8分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年5月1日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 竹原孝剛

会議録署名議員 大森俊和